

子育て世帯への臨時特別給付金

☎ 保険年金課年金係
☎ 30-6136 ☎ 22-1398

対象児童 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

支給対象 令和2年4月分(平成16年4月2日生から平成17年4月1日生までは令和2年3月分)の児童手当の受給者。児童手当の所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている人は支給対象外です。

給付額 対象児童1人につき1万円(1回限り)

申請方法

▶公務員以外 <申請不要>

- ・対象者に案内を送ります(5月29日(金)発送)。
※希望しない場合は、6月12日(金)までに、同封の「受給拒否の届出書」を提出してください。
- ・6月19日(金)に直近の児童手当登録口座へ振り込みます(予定)。

▶公務員

- ・勤務先から申請書が配布されます。
 - ・9月30日(水)までに、支給対象者であることの証明を受けた上で、郵送などで提出してください。
 - ・申請の約1か月後に口座へ振り込みます(予定)。
- ※詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

自転車駐車場使用料を還付(返還)

☎ 交通対策課
☎ 30-6134 ☎ 24-5211

対象 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通学先の学校(小・中学校、高校、大学など)が休業となった児童、生徒、学生

還付額 3～5月のうち学校が休業した月の使用料

申請方法 次のいずれか

①電子申請(右のQRコードから可能)
期間 6月1日(月)～12月21日(月)



彦根市電子申請
サービス

②郵送申請
期間 6月1日(月)～12月21日(月)(消印有効)
※必要書類は自転車駐車場で6月1日(月)から配布します。

申請に必要なもの

- ①氏名・学校名が確認できる書類(例 生徒手帳)
- ②金融機関名・口座番号が確認できる書類(例 預金通帳)
- ③還付対象の定期駐車券
※定期駐車券を紛失・破棄した人は、申込先の自転車駐車場で再交付の手続きを行ってください。
※電子申請の場合は、全ての書類を画像(jpg形式、1点3MB以下)にして添付してください。
※郵送申請の場合は、①②③のコピーを申請書に同封してください。

給付金の詐欺に注意！！

市役所などが次のことを行うことはありません。

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

怪しいな?と思ったら、遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン
局番なしの「188(いやや)」



ひこにゃんの給付金詐欺注意喚起動画を公開中!

給付金詐欺に注意!!

特別定額給付金(10万円)申請受付中

☎ 彦根市特別定額給付金コールセンター
☎ 0120-66-3792(平日8:30～17:15)

対象 4月27日時点で彦根市の住民基本台帳に記録されていた人

給付額 1人につき10万円

申請期限 8月18日(火)

※申請受付後、2週間程度で振り込みます。
※世帯主が、その世帯全員分をまとめて申請し、受給していただきます。

申請方法

① 郵送申請

各世帯へ申請書類を送付しています。

1 届いた申請書に必要事項を記入

2 必要書類(本人確認 口座確認)を添付

3 申請書と必要書類を郵送で提出

※返信用封筒(切手不要)を同封しています。

② オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの場合は、オンラインによる申請も可能ですが、申請内容に間違いがあると、口座振込が遅れる場合がありますので、郵送申請をお勧めします。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のために
- 市役所などへの来庁はお控えください。
 - 問い合わせは電話でお願いします。



相談先

次の症状がある場合は、すぐに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

<相談の目安>(これらに該当しない場合の相談も可能です)

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの**強い症状**のいずれかがある
- **重症化しやすい人(※)**で、発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人
- 上記以外の人で、発熱や咳など、**比較的軽い風邪の症状が続く**

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。

■ 妊婦 念のため重症化しやすい人と同様に、早めに相談してください。

この目安は皆さんが相談する目安です。検査はこれまでどおり、医師が個別に判断します。相談の結果、感染疑いの場合、専門の帰国者・接触者外来を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

● 帰国者・接触者相談センター

【毎日】(24時間)
☎ 077-528-3621
☎ 077-528-4865
✉ s-support@office.email.ne.jp
※電話が繋がりにくい場合は、☎ 077-528-3677(平日7:00～19:00のみ)へおかけください。

● 予防などに関する相談(一般電話相談窓口)

【毎日】(8:30～17:15)
☎ 077-528-3637
☎ 077-528-4865
✉ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp